

【第5次 福祉施設・医療機関等申請用】

(様式第1号)

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付申請書

令和7年4月21日
以降の日付

令和7年4月30日

山梨県知事 殿

(申請者)

保育施設等・児童福祉施設

(該当する場合はチェック)

申請要領 P7 にある保育施設等、児童福祉施設に該当する申請者の場合、チェックボックスにレ点

郵便番号 400-8501

住所 甲府市丸の内1-6-1

名称 社会福祉法人 山梨〇〇会

代表者の役職 理事長

代表者の氏名 山梨 太郎

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり事業計画について関係書類を添えて提出します。

なお、事業計画書及び関係書類に虚偽や不正がないことを申し添えます。

1 補助対象経費及び補助金申請額等

(1) 補助対象経費 金 2,100,000円 (税込)

(2) 補助金申請額 金 1,575,000円

(3) 事業実施期間

補助対象経費のみを記入
(設置費、設計費、工事費のみとし、消費税及び地方消費税等の補助対象外経費を除く)

補助対象経費の 2/3 または 3/4 以内を記入 (千円未満切捨)
省エネ 下限額 15万円~上限額 300万円
再エネ 下限額 100万円~上限額 600万円
(太陽熱利用設備は下限額 25万円)
(補助金の下限額、上限額にご注意ください。)

着手予定日から令和8年2月10日まで

全ての事務を完了させる必要があります。交付

完了できる日付を記入してください。

2 実施する内容

(別紙) 補助事業計画書のとおり

最長で令和8年2月10日の日付となることに注意

1. 申請者連絡先 (申請者と同じ法人に属する担当者で、平日9~17時に連絡が取れること)

※申請の担当をする者を記入

所属・役職: 事務局総務課 課長

氏名: 甲斐 花子

固定電話: 055-237-1111

携帯電話: 090-●●●●-●●●●

FAX: 055-237-●●●●

E-mail: yamanashi@pref.yamanashi.lg.jp

※設備導入後における立入検査等の連絡先にも使用するため、設備導入関係業者の連絡先は記載しないこと。申請者の連絡先でないことが判明した場合は、不交付決定とします。

【第5次 福祉施設・医療機関等申請用】

(添付様式第1-1号)

事業計画書

1 事業者の概要

事業者名 ※1	社会福祉法人 山梨〇〇会			
住所 ※1	甲府市丸の内1-6-1			
設立(開業)年月日	平成10年4月1日			
第1次申請の交付決定日及び番号※2	令和 年 月 日 付け	健長 障・医 衛薬 子政・子福	第 号	省エネ ・ 再エネ
第2次申請の交付決定日及び番号※2	令和 年 月 日 付け	健長 障・医 衛薬 子政・子福	第 号	省エネ ・ 再エネ
第3次申請の交付決定日及び番号※2	令和 年 月 日 付け	〇で囲む 健長 障・医 衛薬 子政・子福	第 号	〇で囲む 省エネ ・ 再エネ
第3次追加申請の交付決定日及び番号※2	令和5年7月27日 日付け	健長 障・医 衛薬 子政・子福	第1234号	省エネ ・ 再エネ
第4次申請の交付決定日及び番号※2	令和 年 月 日 付け	健長 障・医 衛薬 子政・子福	第 号	省エネ ・ 再エネ

※1 事業者名、住所、補助金額等は公表項目となります。

※2 過去に申請し、交付決定を受けている事業者は、交付決定日及び番号を記入してください。変更交付決定を受けている場合は、当初の交付決定日及び番号を記入してください。また、その際の申請が省エネ・再エネのどちらであったか〇を付けてください。

※ 過去の申請受付期間 第1次：令和4年11月14日～令和4年12月9日
 令和5年1月30日～令和5年3月3日
 令和5年7月24日～令和5年9月1日
 令和5年9月8日～令和5年9月30日
 令和6年3月21日～令和6年5月10日

税抜の補助対象経費の金額を記入
 (合計額は様式第1号1(1)の額
 と同じ)

2 補助申請額

(単位:円)

補助事業	補助対象経費の合計額	交付申請額
省エネ設備導入	2,100,000	1,575,000
再エネ設備導入		
合計	2,100,000	1,575,000

補助金額を記入
 (合計額は様式第1号1(2)の額
 と同じ)

【第5次 福祉施設・医療機関等申請用】

3 資金調達内訳

(単位:円)

事業費の総額 (税込) =①+②+③+④	補助金 ①	自己資金 ②	借入金 ③	その他 ④
3,500,000	1,575,000	925,000	1,000,000	

※ 事業費の総額は、補助対象外経費や消費税等を含めた設備導入に要する総額です。
(見積もり金額の総額)

4 契約(発注)の予定日

交付決定通知書を受領してから	20 日以内
----------------	--------

※ 起算日は、交付申請書を提出した日ではなく、県から交付決定通知書を受領した日です。

※ 予定日とは、設置工事の日ではなく、契約(発注)をする日です。

※ 交付決定後、申請者へ連絡の上、指示に従いすみやかに実施してください。

※ 交付決定後、申請者へ連絡の上、指示に従いすみやかに実施してください。

ここでの例は、申請要領 P7 の施設区分が「高齢者施設」のため、補助率 3/4 で計算。(事前着手を除く)

5 補助対象事業所における更新・新設設備の導入

補助対象事業所の名称		○△ホーム	開設年月	平成15年4月	
補助対象事業所の所在地		甲府市丸の内1-6-1			
省 工 ネ 設 備 導 入	番号	設備の種別	機種名・型式等	台数	補助対象経費 (円、税抜)
	1	LED照明器具	○○○・ABC-123 他	10	500,000
	2	電気式パッケージエアコン	○○○・DEF-456	2	1,600,000
	3				
	4				
	5				
	補助対象経費の合計(税抜)				2,100,000 円
補助金の額(千円未満切り捨て) 補助対象経費の2/3または3/4以内、上限3,000,000円、下限150,000円 ※				1,575,000 円	
再 工 ネ 設 備 導 入	番号	設備の種別	機種名・型式等	台数	補助対象経費 (円、税抜)
	1	自家消費型太陽光発電設備			
	2	定置用蓄電池			
	3	太陽熱利用設備			
	補助対象経費の合計(税抜)				円
補助金の額(千円未満切り捨て) 補助対象経費の2/3または3/4以内、上限6,000,000円、下限1,000,000円 ※ (ただし、太陽熱利用設備の場合、下限250,000円)				円	

【第5次 福祉施設・医療機関等申請用】

- ※ 補助金の額は、区分ごとに合計した補助対象経費に、補助率（2/3 または 3/4）を乗じた額の千円未満を切り捨てて算出します。
- ※ 設備の機種名や型式等の記入情報が掲載されているカタログ等を提出する際は、カタログ等で参照した箇所をマーカー等で明示してご提出ください。

6 事業内容

(1) 事業所の概要（パンフレット等の添付でも可）

当法人は、平成10年4月に設立し、平成15年4月に○△ホームを開所した。当該事業所は甲府市住民を中心に短期入所サービスを提供する定員20名、職員15名の事業所である。

(2) 現在の原油価格、物価高騰等による経営への影響について

物価高騰の影響により、衛生物品や食料にかかる経費が増大している。さらにウクライナ情勢等に伴い、電気代の高騰によって、既存事業の収益が悪化しており、経費削減を行う必要が生じている。

(3) 本事業における具体的な取組内容

既存設備の電気消費量などを調査したところ、空調設備、照明設備を省エネルギー性能の高い設備へ更新することで、現在の電気料金水準が継続した場合、年間40万円の電気代の削減が見込まれる。また、消費電力が約30%削減されることが見込まれる。

そのため、空調設備、照明設備を省エネルギー性能の高い設備へ更新することにより、特に影響の大きい電気代の削減を図る。

【第5次 福祉施設・医療機関等申請用】

7 事業効果

【省エネ設備導入に係る事業効果】

項目	金額等	算出方法
補助対象経費 (A)	2,100,000 円	「5 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記
補助金の額	1,575,000 円	「5 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記
既存設備の年間エネルギーコスト実績額 (B)	1,000,000 円/年	直近1年間のエネルギーコストの実績額 (税抜)
導入設備の年間エネルギーコスト見込額 (C)	600,000 円/年	導入後1年間のエネルギーコストの見込額 (税抜)
設備導入による年間エネルギーコスト削減見込額 (D)	400,000 円/年	(B) - (C)
耐用年数 (E)	15 年	法定耐用年数 (処分制限期間)
設備導入によるエネルギーコスト削減効果 (総額) (F)	6,000,000 円	(D) × (E)

(B)～(F)について、異なる設備区分を併せて申請する場合は、設備区分ごとに本表を作成してください。

項目	金額等	算出方法
補助対象経費 (A)	円	「5 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記
補助金の額	円	「5 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記
設備導入による年間エネルギーコスト削減見込額 (H)	円/年	年間エネルギーコストの削減見込額 (税抜)
耐用年数 (I)	年	法定耐用年数 (処分制限期間)
設備導入によるエネルギーコスト削減効果 (総額) (J)	円	(H) × (I)

- ※1 設備導入による年間エネルギーコスト削減見込額については、設備事業者等へご相談の上、ご記入ください。
- ※2 設備の稼働時間や電気料金単価等の実績から算出し、決算書や確定申告書に記載された電気代等の金額との整合が図られているか確認してください。申請書提出後の修正は受け付けませんので、十分に確認した上で提出してください。
- ※3 審査時に金額等の算出根拠資料の提出を求めることがあります。万が一、年間エネルギーコスト削減見込額が申請者の事業実態 (設備の稼働状況等) と大きく異なる場合は、不交付決定とすることがあります。
- ※4 (B)、(C)、(D)、(E)、(F) について、異なる設備区分を併せて申請する場合、設備区分ごとに記入してください。

【第5次 福祉施設・医療機関等申請用】

(添付様式第1-2号)

提出書類チェックリスト (交付申請書)

- ・省エネ設備は1~22、再エネ設備は1~15及び23~32の書類をチェック☑してください。
- ・申請書類提出にあたっては、各書類の右上に下記番号(1~30)を記入してください。

分類	番号	提出書類 及び 注意事項 (※)	確認	
I 共通	1	補助金交付申請書 (様式第1号)	<input type="checkbox"/>	
	2	補助事業計画書 (添付様式第1-1号)	<input type="checkbox"/>	
	3	提出書類チェックリスト (交付申請書) (添付様式第1-2号)	<input type="checkbox"/>	
	4	誓約書 (添付様式第2号)	<input type="checkbox"/>	
	5	不正事項に関する確認書 (添付様式第2-1号)	<input type="checkbox"/>	
	6~12 福祉施設・医療機関等の申請においては提出不要			
	13	県税に未納がない旨の証明書 (原本◆) ※令和7年3月4日以降に発行されたもの ※運営法人の証明書を提出すること ◆運営法人が同一の事業所において、郵送時に同封して申請した場合に限り、原本は1通でも可。ただし、この場合でも各申請書単位で添付書類として写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>	
14、15 提出不要				
II 省エネ	16	更新設備 (省エネ設備) の比較整理表 (添付様式第3号)	<input type="checkbox"/>	
	17	補助対象設備の要件を満たしていることがわかる、次のいずれかの書類 ① 導入機器が SII に登録されている場合は、登録型番等が記載された Web ページ ② メーカーが発行するカタログ等によって、補助対象設備の要件 (省エネ基準達成等) を満たしていることがわかる資料 (ただし、LED 照明器具へ更新する場合は添付不要) ※該当する箇所にマーカー等により明示すること。	<input type="checkbox"/>	
	18	既存設備に関する次のA~Cの書類 A 既存設備の仕様がわかる資料 ※メーカー・機種名・形式・性能等を明記した箇所を、マーカー等により明示すること。 ※照明設備の更新の場合であって、既存設備が蛍光灯や水銀灯等 (LED を除く) である場合には、添付不要。 B 既存設備設置場所の配置図及び平面図 ※設備の配置場所をマーカー等により明示し、設備を識別できるように、型番等を記載すること。 ※既存設備の設置場所と導入予定設備の設置場所が異なる場合、導入予定箇所にもマーカー等により設置位置を明示し、新旧で設置箇所の比較可能とすること。同じ場所への設置の場合は不要。 C カラー写真 (以下①~④全て) ①補助対象事業所の外観 (敷地入口から撮影した全景、1枚以上) ②設置エリア (設置場所付近の様子がわかること、原則各設備1台に	<input type="checkbox"/>	

【第5次 福祉施設・医療機関等申請用】

	<p>つき1枚、ただし画面内に収まれば複数台をまとめて1枚とすることも可。申請要領32、33ページ写真例のとおり。）</p> <p>③設備の全体（各設備1台につき1枚、ただし同一の型番の照明設備は型番毎に1枚）</p> <p>④メーカー及び型番がわかる銘板等（各設備1台につき1枚、エアコンや分離型冷凍冷蔵ユニットの場合は室内機及び室外機、ただし同一の型番の照明設備は型番毎に1枚）</p> <p>※参考例は申請要領の32、33ページのとおり。 ※令和7年3月4日以降に撮影したもの（現況確認のため） ※設置場所が複数ある場合、配置図と写真が照合できるよう室名の記載や通し番号の符番等、適宜注釈を付けること。 ※写真②～④については、実績報告の際、更新設備について同様の写真を提出する必要があります。</p>	
19	<p>導入機器の経費明細が記載された2者以上の見積書の写し（設備の条件や経費区分を同一にし、価格の比較が可能な見積書。経費の内訳も記載） ※見積総額50万円以下（税込）の場合、1者のみの見積書（写し）で可。</p>	<input type="checkbox"/>
20	<p>導入設備の仕様がわかるカタログや仕様書等（機器のメーカー名、機種名、型式、性能等の仕様を確認できるもの） ※導入予定の設備の確認箇所にマーカ一等をすること。</p>	<input type="checkbox"/>
21、22 提出不要		
Ⅲ 再 エ ネ	<p>23 <u>太陽光発電設備・蓄電池の場合</u> 太陽光発電設備（蓄電池）導入実施計画書（添付様式第1-4号）</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>24 <u>太陽光発電設備の場合</u> 太陽光発電設備の設置に係る確認書（添付様式第1-5号）</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>25 <u>太陽熱利用設備の場合</u> エネルギーコスト削減効果を示した資料（様式任意） ※表やグラフなどを用いて、設備導入前後で給湯に要する経費（ガス、灯油、電力等）がどの程度削減されるのか、示すこと。</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>26 導入設備の仕様書（機器のメーカー名、型式、能力などの仕様を確認できるもの） ※太陽光発電設備の場合、逆流しないことがわかるよう、該当する機器、機能にマーカ一等をして明示すること。</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>27 <u>新設の場合</u>地図（所在地がわかるもの）、平面図（設置場所がわかるもの）、カラー写真（①敷地入り口から撮影した全景、②設置する建物又は敷地）</p>	<input type="checkbox"/>
<p>28 <u>更新の場合</u> 既存設備に関する次のA～Cの書類 A 既存設備の仕様がわかる資料 ※メーカー・機種名・形式・性能等を明記した箇所を、マーカ一等により明示すること。 B 既存設備設置場所の地図（所在地がわかるもの）、配置図、平面図 ※設備の配置場所をマーカ一等により明示すること。</p>	<input type="checkbox"/>	

【第5次 福祉施設・医療機関等申請用】

	<p>C カラー写真（以下①～④全て）</p> <p>①補助対象事業所の外観（敷地入口から撮影した全景、1枚以上）</p> <p>②設置エリア（設置場所付近の様子がわかること、原則各設備1台につき1枚、ただし画面内に収まれば複数台をまとめて1枚とする可）</p> <p>③設備の全体（各設備1台につき1枚）</p> <p>④メーカー及び型番がわかる銘板等（各設備1台につき1枚）</p> <p>※令和7年3月4日以降に撮影したもの（ただし、屋根上など撮影が困難であり、現況と相違ない場合はこの限りではない）。</p> <p>※写真②～④については、実績報告の際、更新設備について同様の写真を提出する必要があります。</p>	
29	<p>太陽光発電設備・蓄電池の場合 設置設備に関する次のA及びBの書類</p> <p>A 機器配置図またはシステム系統図</p> <p>B 単線結線図</p> <p>※太陽光発電設備、蓄電池、補助対象外設備の判別ができ、発電した電力を全て自家消費することが確認できるもの。</p> <p>※逆流しない装置等にマーカ等をして明示すること。</p>	<input type="checkbox"/>
30	<p>導入機器の経費明細が記載された2者以上の見積書の写し（設備の条件や経費区分を同一にして、価格の比較が可能な見積書）</p> <p>※工事費の内訳が分かるものを添付すること。</p>	<input type="checkbox"/>
31、32 提出不要		

上記のとおり提出書類の不足がないこと、記載例を確認し記入漏れ等がないことを十分に確認しました。また、審査時に当該書類の不足等があった場合は、そのことを理由として不交付決定となる場合があること、全ての書類が整った申請から優先的に審査を行うことについて理解しました。

令和 7年 4月 30日 署名（自筆※） 山梨 太郎

※自筆は、会社の代表者名または申請書の作成において最も責任を持った担当者の名称を記入してください。

申請書の日付と一致

【第5次 福祉施設・医療機関等申請用】

(添付様式第1—3号) 補助金の審査加点に係る確認書 は、

福祉施設・医療機関等の申請には不要です。

【第5次 福祉施設・医療機関等申請用】

(添付様式第1—4号)

<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電 <input type="checkbox"/> 蓄電池	店舗併用住宅
<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
※該当する口に <input checked="" type="checkbox"/> (チェック)	※該当する口に <input checked="" type="checkbox"/> (チェック)

太陽光発電設備（蓄電池）導入実施計画書

1 導入設備の能力について

太陽光発電設備	40 kw	蓄電池容量	10 kwh
---------	-------	-------	--------

2 導入設備の年間電力消費量（計画）について

(単位：kWh)

令和6年度	導入前電力消費量 (A)	発電量 (B)	導入後電力消費量 (A) - (B)
4月	12,000	5,000	7,000
5月	12,000	5,000	7,000
6月	12,000	6,000	6,000
7月	15,000	6,500	8,500
8月	15,000	6,500	8,500
9月	15,000	6,000	9,000
10月	12,000	5,500	6,500
11月	12,000	5,000	7,000
12月	12,000	4,500	7,500
1月	15,000	4,500	10,500
2月	15,000	5,000	10,000
3月	15,000	5,000	10,000
合計	162,000	64,500	97,500

導入する太陽光発電の発電見込量を記入

現在の電力使用量を記入

※ 導入前電力消費量 (A) は、補助対象事業所以外 (自宅等) の使用電力は含めず、令和6年4月から令和7年3月までの実績により記入すること。また、令和7年1月から3月までの3ヶ月分の請求書等 (写し) を添付すること。

※店舗併用住宅において、電気の系統が事業所と住居で分離されていない場合は、事業所部分の電力消費量を算出するための按分計算表を添付すること。(按分計算の方法も明記すること)

※ 添付する設備の根拠資料 (カタログ等) については、数値の記載箇所や性能要件を満たす旨の記載に マーカー等 をすること。

※発電量のシミュレーションを添付すること。

※別に表計算ソフトを使用して作成し、別表として添付することも可

※ 新設の建物の場合、導入前電力消費量の記載、請求書等の写しの添付を算出し、導入する設備が過大なものではないことを示す根拠資

$$\begin{aligned} & \text{導入前電力消費量} - \text{発電量} \\ & = \text{導入後電力消費量} \\ & \text{(発電以外で調達する電力消費量)} \end{aligned}$$

3 蓄電池導入の考え方（エネルギーコスト削減のための具体的な活用方法）

日中に蓄電された電気を、夜間や早朝の空調の電力に転用することでコストダウンを図る。

4 蓄電池導入の費用対効果

蓄電池導入費用（総額） A		3,000,000 円
蓄電池導入による直接的な経費削減額（年間） B	年間	360,000 円
蓄電池導入による投資回収期間 C 総額 ÷ 年間の経費削減額（A/B）		8.33 年

（Cを踏まえた費用対効果に対する考え方）

今回併せて導入した空調設備は、施設開設時（H15.4）から使用していたものであることを考え、同様の年数（20年程度）は継続使用することを鑑みると十分な削減効果を期待できる。

※ 事業所ごとにページを分けて作成・記載してください。

十分な費用対効果が見込まれない場合は、交付決定ができない場合があります。

蓄電池の補助対象設備の要件については、申請要領の P16 を十分に確認してください。

【申請要領抜粋】

防災や災害時の使用を主たる目的としている場合や、エネルギーコスト削減効果が不明な場合は、補助対象外となります。ご注意ください。

【第5次 福祉施設・医療機関等申請用】

(添付様式第1-5号)

太陽光発電設備の設置に係る確認書

省エネ・再エネ補助金を活用した太陽光発電設備の設置にあたり、次のとおり提出します。

1 【全て】設備場所

該当に○	設置場所
	屋根・屋上 ※既存の建築物であって、建築基準法等に適合するもの
○	野立て
	その他 ()

2 【野立ての場合】山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例

(1) 設置規制区域の確認

該当に○	規制区域の区分
	設置規制区域内 → 補助対象外ですので、申請できません。
○	設置規制区域外

(2) 「設置規制区域外施設の設置届出書」の提出について

該当に○	規制区域の区分
○	提出済 (提出日: 令和7年 4月25日)
	これから提出する (提出予定日: 令和 年 月頃)

3 【野立ての場合】山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例

該当に○	景観配慮手続きの要否
○	要 (実施予定日: 令和7年10月頃)
	不要 (理由:)

【問い合わせ先】

- ・ 山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例
山梨県 森林環境部 森林環境政策課 055-223-1503
- ・ 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例
山梨県 富士山観光振興グループ 055-223-1316

※注意事項※

申請要領等に基づき、交付決定があった場合でも、実績報告書審査や実地検査時に、関係法令に基づく手続きが申請書の日付と一致した場合には、補助金の不交付や返還命令等の対象となります。

確認日 : 令和 7 年 4 月 30 日

代表者印を必ず押印

申請者署名・押印 : 理事長 山梨 太郎 印

【第5次 福祉施設・医療機関等申請用】

(添付様式第2号)

誓 約 書

私は、補助金申請要件をすべて満たしており、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要とする場合は、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 山梨県の県税の未納がないこと。
- 2 山梨県内において、一年以上継続して事業を営んでいること。
- 3 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- 4 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 5 4の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 6 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律で規制される性風俗関連特殊営業でないこと。
- 7 営業に関して必要な許認可等を取得していること。
- 8 過去に国、都道府県、市町村等からの補助、助成、給付等に関し、不正等の事故を起こしていないこと。
- 9 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- 10 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- 11 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続き開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- 12 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- 13 申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合や、補助条件を満たさなくなった場合は、補助金の返還に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。
- 14 本事業において取得した財産の処分等については、補助金交付要綱等に従うことを承諾します。
- 15 同一の対象設備、経費等で、国県及び市町村が実施する設備導入等に係る他の補助制度と併用して交付を受けません。また、併用して交付を受けた場合は、県へ補助金の返還をします。

令和7年4月30日

山梨県

申請書の日付と一致

住 所 甲府市丸の内1-6-1

(ふりがな) やまなしまるまるかい

法 人 名 山梨〇〇会

(ふりがな) りじちょう やまなし たろう

代表者氏名 理事長 山梨 太郎

代表者

性 別 (男) ・ 女) 生年月日 (昭和・平成) 55年 5月5日

代表者印を必ず押印

印

【第5次 福祉施設・医療機関等申請用】

(添付様式第2-1号)

不正事項に関する確認書

補助金申請要領等を確認し、次の内容について確認をしました。

- 1 補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦するといった不正な行為に加担しておらず、今後も加担しません。
- 2 実質的還元等(※)に該当する事実が判明した場合は、いかなる理由であっても不交付決定となること、交付決定済みの場合は交付決定が取消となること、補助金交付済みの場合は補助金を返還することに同意します。
(※) 申請者が、施工・見積業者やその関係会社から資金の還流を受けるなどして、設備導入総額に占める自己負担額を減額若しくは無償とし、又は自己負担額を上回る不当な利益を得るなどの行為。また、虚偽の書類を用いた補助金申請や、見積書や請求書を実経費より高額に作成し、補助金を過大に受領する行為。
- 3 実質的還元等が判明した場合は、申請者の名称、所在地及び代表者の氏名を公表します。また、設備導入事業者が実質的還元等に関与していた場合は、設備導入事業者の名称、所在地及び代表者の氏名を、その不正内容とともに公表されることを確認しました。

申請書の日付と一致

確認日 令和 7年 4月30日

申請者

代表者の役職・氏名(自筆署名) 理事長 山梨 太郎

印

※現地調査時にご本人の署名・印であるか照合・確認します

代表者印を必ず押印

(添付様式第3号)

更新設備（省エネ設備）の比較整理表

省エネ設備について、次のとおり既存設備を更新します。
 なお、更新設備は既存設備と同等の能力であり、既存の設備と比較して、電気料等のエネルギーコストが減少することを確認しました。

○既存設備、導入設備の比較

事業所の名称 ○△ホーム

No.	既存設備		更新（導入）設備		備考
	①設備の種別 ②メーカー名 ③機器・型式等	台数	①設備の種別 ②メーカー名 ③機器・型式等	台数	
1	①蛍光灯 ② ③	7	①LED 照明器具 ②○○○ ③ABC-123	7	SII 登録
2	①水銀灯 ② ③	3	①LED 照明器具 ②○○○ ③EFG-456	3	SII 登録
3	①パッケージエアコン ②××× ③室内機 ABC-DEFG 室外機 BCD-EFGH	2	①パッケージエアコン ②○○○ ③室内機 HIJ-KLMN 室外機 OPQ-RSTU	室内機 2 室外機 1	2000年 省エネ基 準達成
4	① ② ③		① ② ③		
5	① ② ③		① ② ③		

蛍光灯、水銀灯の場合は、
②メーカー名
③機器・型式等
の記入は不要。

補助対象設備の条件を満
たしていることを明記し
てください。

- ※ カタログや仕様書、銘板の写真（既存設備の場合）等の根拠資料を参照して記入すること。また、使用した根拠資料の写しを別添すること（メーカー等により明示し、参照箇所がわかるようにすること）。
- ※ 空調機の室外機/室内機など、1設備で2以上の機器がある場合は、それぞれの機器を記入してください。
- ※ 事業所毎にページを分けて作成・記載してください。

【第5次 福祉施設・医療機関等申請用】

(添付様式第4号) 設備設置等承諾書 は

福祉施設・医療機関等の申請には不要です。

【第5次 福祉施設・医療機関等申請用】

(添付様式第5号) 補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書は

福祉施設・医療機関等の申請には不要です。

(様式第3号)

令和 7年 9月 5日

山梨県知事 殿

(申請者)

住所 甲府市丸の内1-6-1

名称 社会福祉法人 山梨〇〇会

代表者の役職・氏名 理事長 山梨 太郎

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金 事業変更承認申請書

令和7年 8月20日付け健長第2345号で交付決定のあった省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業の計画を、次のとおり変更したいので承認してください。

1 変更の理由

導入予定設備の在庫がなくなり、交付決定を受けた機器の導入が困難となった。

施工業者の倒産により、交付決定を受けた機器の導入が困難。 など

2 変更の内容等

実績報告が令和8年2月10日を超えるような変更、補助金額が増額となる内容は承認できません。

(1) 事業内容の変更の場合

変更の内容	補助事業に及ぼす影響
電気式パッケージエアコンの機種名・型式を□☆ □・CDE-789 から○×△-DEF567へ変更	・補助金額所要額を1,575,000円から 1,500,000円へ変更

※変更の内容及び理由は詳細に記載し、変更理由が確認できる書類を添付すること。

(2) 補助対象経費の変更及びそれに伴う補助金交付申請額の変更の場合

(単位：円)

	事業費	補助対象経費	補助金額
変更前	3,500,000	2,100,000	1,575,000
変更後	3,400,000	2,000,000	1,500,000

※金額に変更がある場合のみ記入してください。

【添付書類】

- ・変更後の事業実施計画書（添付様式1-1号）
- ・変更後の補助対象経費の算定根拠となるもの

総事業費（見積書の総額）を記入

【第5次 福祉施設・医療機関等申請用】

(様式第4号)

令和 7年10月10日

山梨県知事 殿

(申請者)

住所 甲府市丸の内1-6-1

名称 社会福祉法人 山梨〇〇会

代表者の役職・氏名 理事長 山梨 太郎

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金 事業中止（廃止）承認申請書

令和7年8月20日付け健長第2345号で補助金の交付決定のあった省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業の計画を次のとおり中止（~~廃止~~）したいので承認してください。

1 事業中止（廃止）予定年月日

令和 7年10月31日

2 事業の中止（廃止）の理由

自己負担分の経費の調達が困難となったため
など。

事業の再開を予定していても、実績報告書提出期限（最長で令和8年2月10日）までに完了しないと、補助対象にはなりません。

3 （中止の場合）事業を再開する時期

※中止（廃止）の理由は詳細に記載し、参考となる資料等がある場合は添付すること。

備考

1. 中止とは、計画の見直し等により、補助事業を一時的に中断することです。
2. 廃止とは、補助事業自体を取りやめることです。

【第5次 福祉施設・医療機関等申請用】

(様式第5号)

山梨県知事 殿

交付決定通知があった日から 20 日
以内に提出してください。

令和 7年8月22日

(申請者)

住所 甲府市丸の内 1-6-1

名称 社会福祉法人 山梨〇〇会

代表者の役職・氏名 理事長 山梨 太郎

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金 交付申請取下届出書

令和7年8月20日付け健長第2345号で補助金の交付決定のあった省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業について、次の理由により交付申請を取り下げます。

1 交付申請を取り下げる理由

- ・申請金額に対して満額の交付決定ではなかったため【交付決定の内容に不服があるときの例】
- ・設備導入予定である〇△ホームの緊急修繕の工事が生じ、令和8年2月10日までに事業が完了しないことが確定したため【交付決定に付された条件に不服があるときの例】

など

※手続き上は本様式ではなく様式第4号の事業中止（廃止）承認申請書による申請をいただく場合もありますので、必ず本様式提出前に事務局に電話等で相談をしてください。

※本様式は交付要綱第9条（申請の取下げ）に該当する場合に提出いただく書類です。

- ・交付決定の内容に不服があるとき
- ・交付決定に付された条件に不服があるとき

【第5次 福祉施設・医療機関等申請用】

(様式第6号)

山梨県知事 殿

申請書と一緒に提出する場合は一致
申請書提出後の場合は、申請書の日付以降
の日付であれば可

令和 7年4月30日

住所 甲府市丸の内1-6-1

名称 社会福祉法人 山梨〇〇会

代表者の役職・氏名 理事長 山梨 太郎

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事前着手届

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業について、次のとおり事業計画の確認前に着手しますので、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき届け出ます。

なお、本件につきまして、交付要綱第7条の交付決定がされず、補助金が交付されないこととなっても異議を申し立てないことを誓約します。

1 事前着手する事業内容

空調設備、照明設備を省エネルギー性能の高い設備へ更新する。

2 事前着手の理由

事前着手をしないと、令和8年2月10日までに事業が完了しない（実績報告書が提出できない）見込であるため。

3 着手及び完了予定年月日

着手予定日 令和 7年 5月15日

完了予定日 令和 8年 2月10日

令和7年3月4日より前の着手であった場合は、補助対象になりません。

- ※1 着手予定日は、契約予定日または発注予定日を記入してください。この予定日より前に着手（契約・発注等）することがないように留意してください。
- ※2 完了予定日は、工事等が終了し、支払い等全ての事務が完了する予定日を記入してください。工事完了予定日ではありませんので注意してください。
- ※3 完了予定日より後に支払っていることが判明した場合、補助金を支払うことができませんので、余裕を持って記入してください。